

**「技能、技術とイノベーション(SKILL,
TECHNOLOGY & INNOVATION – STI) を
向上させるための投資に対する権利・恩典の
追加
(No. 3/2549) 」**

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印

(ガルーダ)

投資奨励委員会告示

第 3/2549 号

技能、技術とイノベーション(SKILL, TECHNOLOGY & INNOVATION - STI) を
向上させるための投資に対する権利・恩典の追加

技能、技術とイノベーション(SKILL, TECHNOLOGY & INNOVATION - STI)を向上させるための投資を産業界に促進させるために、

投資奨励委員会は 2001 年投資奨励法(第 3 号)によって改正された 1977 年投資奨励法の第 16 条と第 31 条第 2 段に準拠し、次のように告示する。

1. 2000 年 8 月 1 日付け投資奨励委員会告示第 2/2543 号に添付した一覧表に記載され、国家に役立つ特別重要事業が技能、技術とイノベーションを向上させるために、事務局の定めた以下の 1.1.1~1.1.3 の何れかの条件を満たす投資または経費を支出した場合、以下の権利・恩典が付与される。

投資奨励委員会告示 第 1/2543 号と第 2/2543 号の基準に加えて、法人所得税が以下のように免除される。但し、合計で 8 年までとする。

最初の 3 年間における研究開発・設計の投資金額または経費、高度技術の研修費 (Advanced Technology Training) または教育・研究機関に対する助成金の合計金額が総売上の 1% 以上または 1 億 5 千万パーツ以上(低い金額を優先する)である場合、法人所得税を更に 1 年間免除する。

最初の 3 年間における研究開発・設計の投資金額または経費、高度技術の研修費(Advanced Technology Training)または教育・研究機関に対する助成金の合計金額が総売上の 2%以上または 3 億パーツ以上(低い金額を優先する)である場合、法人所得税を更に 2 年間免除する。

最初の 3 年間にける研究開発・設計の投資金額または経費、高度技術の研修費(Advanced Technology Training)または教育・研究機関に対する助成金の合計金額が総売上の 3%以上または 3 億
パーツ以上(低い金額を優先する)である場合、法人所得税を更に 3 年間免除する。

全てのゾーンにおいて、機械の輸入税を免除する。

2. 技能、技術とイノベーションを向上させるために、被投資奨励者は法人所得税が免除される間
中を通して投資または経費を支出することができる。
3. 投資奨励の希望者は事務局の定めた基準に基づいて申請しなければならない。
4. この告示は 2005 年 12 月 8 日以降に提出された投資奨励申請書に適用する。
5. 既に投資奨励を認可されているが、まだ収入のない投資プロジェクトはこの基準に基づいた権
利・恩典を受けるための申請ができる。

以上、2005 年 12 月 8 日より施行する。

告示日 2006 年 3 月 20 日

(署名)

(ソムキット・ジャトゥシーピタック)

副首相

委員長